

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画西片江一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	西片江一丁目地区地区計画
位置	福岡市城南区西片江一丁目の一部
面積	約 3.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の都心部より南西約6kmに位置し、豊かな自然をもつ油山と福岡大学に近接する緑と水に恵まれた丘陵地である。</p> <p>今後、地下鉄3号線、都市計画道路福岡前原線及び都市計画道路井尻姪浜線（外環状道路）の開通による都心部・郊外への交通利便性の向上が見込まれる。</p> <p>また、福岡大学においては、キャンパス整備の充実に取り組んでおり、その中で国際交流・人材育成の場としての教育環境の整備が望まれている。</p> <p>このため、ゆとりある交流の場として、緑に恵まれた自然環境を生かしながら、教育施設の立地を図るとともに、周辺住宅地と調和した良好な環境形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>地区中心に、ふれあい・国際交流のための教育施設の立地を図り、その他については、調和・ゆとり・憩いのための緑地の保全に努める。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>隣接する低層住宅地の良好な環境と調和するため、地区の東側に緑地を配置する。</p> <p>また、両側には、背後の樹林地との調和を図るため、既存樹林を生かしたゆとりと憩いのための緑地を配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区内の豊かな緑や水面などのすぐれた自然を保全し、周辺地域と調和のとれた景観形成を図るため、建築物等の建ぺい率、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めるとともに、建築物、工作物等について色彩の制限を定める。</p>

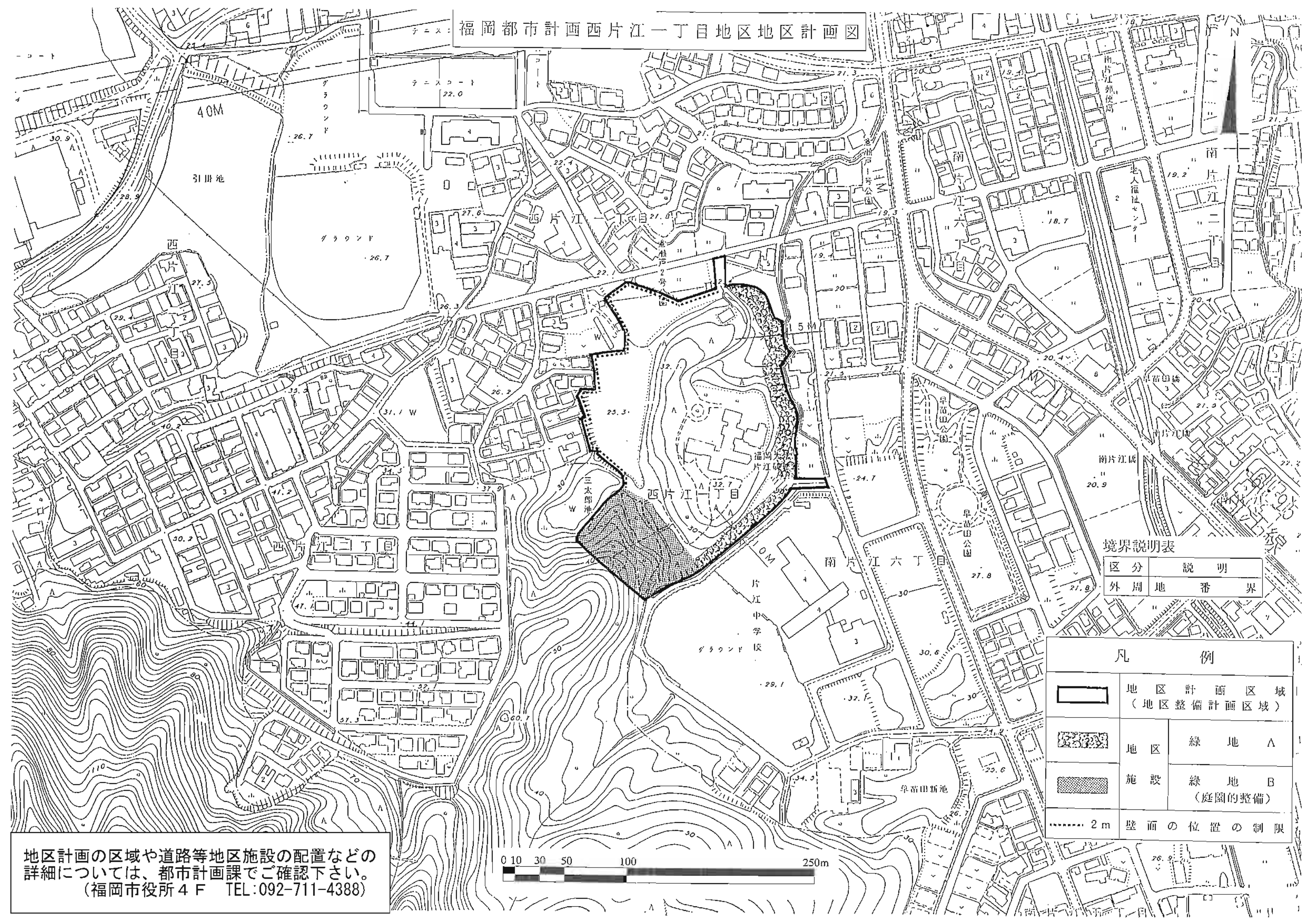
地区	施設及び規模	名称	面積	摘要
		緑地 A	約 0.4 ha	幅:約15m、約10m
整備計画	建築物等に関する事項	名称	面積	摘要
		緑地 B	約 0.5 ha	庭園的な整備を行う
		建築物等の用途の制限		建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 (1)大学の施設で研修所及び国際交流に資する集会所、宿泊施設その他これらに類するもの (2)上記以外の建築物で地区計画の方針に適合するもの
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10分の4
		壁面の位置の制限		計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁（バルコニーを含む。）又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、2mとする。
		建築物等の高さの最高限度		15m（建築物等の接する最低地盤面から最高の高さまでとし、避雷針、手すり等を除き、塔屋、建築設備等を含む）
		建築物等の意匠の制限		建築物、工作物等の色彩は、純白や原色等派手なものは避け、周辺環境と調和するものとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、新たに市街化区域に編入し、大学関連施設の立地が予定される地区であり、施設の立地を適切に誘導し、良好な市街地の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画西片江一丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
外周	地番界

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区 緑地 A
	施設 緑地 B (庭園的整備)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

